

議案第61号

守口市市民保健センター条例の一部を改正する条例案

守口市市民保健センター条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月5日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市市民保健センター条例の一部を改正する条例

守口市市民保健センター条例（平成9年守口市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、医療」を「及び医療」に、「・提供」を「及び提供」に、「通して」を「通じて」に、「市民1人ひとり」を「市民1人1人」に改める。

第6条及び第7条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表中 「

午前 9時から12時まで	午後 13時から17時まで	全日 9時から17時まで
-----------------	------------------	-----------------

」を

「

午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
----------------	------------------	------------------

」に改め、同表喫茶

室の項を削る。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。